

「困ったなあ」

「答ええます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささき ともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

妻に全財産を残したいです。 遺言書の注意点は何か？

70歳になりました。子会社勤務も無事に終わり、しばらくしたら、かつての勤務地で気に入った所に移って、妻と静かに暮らしたいと思っています。子供はいません。

まだ先のことですが、遺言を書いておきたいのです。私には妹が二人いて、一人はもう亡くなりましたが、その子供が二人います。妹らとはもともと疎遠で、甥姪の結婚式には呼ばれませんが、親の法事もしていないし、賀状のやりとりすらもしていません。親類付き合いといえは妻の方で、将来何かあれば、頼るのは妻方の甥や姪にしたいと思います。

最近知ったのですが、子供がいない場合、きょうだいの相続分が4分の1あるそうですね。それをなくすには、遺言を書くしかない。大した財産もないので、妹や甥姪が私の相続権を主張してくるかどうかは分かりませんが、もしざれたら、妻が困ります。親が住んでいた一軒家(土地4000万円くらい)は古いのですが、環境が良く結婚後もリフォームしながら住んでいました。妹二人は夫の家が

あるので不動産は不要と言いい、親の預貯金と株計4000万円くらいは妹二人で分けました。私の財産としては他に私自身がためた預金が2000万円ほど。

少しの遺産で公証人役場に行くのはどうかと思うので、自筆証書遺言にします。その際、自分で全部書く、日付をきっちり入れる、自署して印鑑を押すといったこと以外に何か気を付けることはありますか？

法務局の遺言書保管制度を利用するのもおすすめです。

遺言を作成されるのは大賛成です。ご存じでしょうが、法定相続分は、妻と子だと各2分の1。子がなくて親だと妻3分の2・親3分の1、親が亡くきょうだいたと、妻4分の3・きょうだい4分の1。つまり、ご相談者の場合、妹さん8分の1、甥姪各16分の1(亡き妹の代襲相続。割合的に小さくても不動産の持ち分としてあるし、預金もその分の額は銀行が下ろさせてくれないので、困ります。幸いきょうだいは遺留分がないので、遺言で相続人から排除しておけば何の問題もありません。

自筆証書遺言ですが、令和2(2020)年に法務局保管制度ができました。遺言は

もちろん自分で作成するのですが、法務局で保管してもらえば、保管料はとも安いいし、何より死後、関係者を集めて家庭裁判所で遺言書を確認してもらおうという手続きが不要になるのがメリットです。詳しくは法務省ないし法務局のホームページに出ています。遺言の書き方ですが、今はイ



遺言書

ンターネットで調べられますし、大筋はご理解されておられるようですね。

「遺言書」

遺言者○○○○は次のとおり遺言する。

1. 私の有する全財産は妻○○○○(昭和○○年○○月○○日生)に相続させる。
2. 遺言執行者として、妻○○○○を指定する。

令和○○年○○月○○日
遺言者
住所……
氏名○○○○ 印

遺言執行者は必要事項ではありませんが、手続きがスムーズ

になります。以上が自署されていれば何の問題もありませんが、個別の財産を書いた上「その他一切の財産も相続させる」と書く方法もあります。

遺言作成は地方に行つてからになるのでしょいか(その地の法務局に保管してもらう)?

その際は今の一軒家を売却して地方の介護施設にご夫妻で入られるのか、地方の安いマンションを購入ないし借りるのかといった住居地の選択も必要になりますね。まだまだ先と思つていてもすぐに月日はたつので、どうか今、残りの生活を充実して、ご夫妻元気に仲良くお過ごしいただければと思います。